

役員及び評議員に対する報酬及び費用に関する支給規程

令和4年6月15日

評議員会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本美術院（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、その職務執行の対価として支払う報酬であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、理事会、評議員会その他会議（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、報酬を支給することができる。

2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

3 前二項に関わらず、同人（定款第42条に定める同人をいう。）である役員等は無報酬とする。

(報酬の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、（別表）役員等の報酬に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等に対する報酬は、会議に出席の都度又は監査実施の都度、定額を支給する。

(費用)

第6条 役員等が会議及び監査に出席するための旅費及び交通費等の経費を要する場合には、この法人の定める旅費支給基準等に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月15日から施行し、令和4年の定時評議員会終結後から適用する。
- 2 「役員及び評議員に対する報酬等の支給規程」(平成22年5月21日理事会制定)は廃止する。

(別表) 役員等の報酬

役員等の名称	金 額
評議員	会議出席の都度1回当たり1人 10,000円
理 事	会議出席の都度1回当たり1人 10,000円
監 事	会議出席の都度1回当たり1人 10,000円
	監査実施の都度1回当たり1人 30,000円